

津幡町空き家バンク利用奨励金交付要綱

平成25年10月23日

津幡町告示第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町空き家バンク制度実施要綱（平成25年津幡町告示第65号）に基づき登録された空き家（以下「登録空き家」という。）の有効活用により、定住促進と地域の活性化を図ることを目的として、登録空き家を自己の居住の用に供するため、購入又は賃借した者に奨励金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住開始日 対象住宅を居住に供した日（購入の場合にあつては、所有権移転の日又は住民登録をした日のいずれか遅い日以降の日、賃貸借の場合にあつては、賃貸借契約の始期の日又は住民登録の日のいずれか遅い日以降の日）
- (2) 新規転入者 本町に転入した日の前日から起算して前3年以上継続して本町以外に住所を有し、かつ、居住開始日が本町に転入した日から起算して1年以内である者をいう。
- (3) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行なうことができる権利を有する者をいう。
- (4) 家賃 賃貸借契約書に規定されている月額賃料で、管理費及び駐車場料等を除いたものをいう。
- (5) 町税等 津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金は、次に掲げる要件を全て満たす者を交付対象者として、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 居住開始日において同居の配偶者を有し、本人又は配偶者のいずれが60歳未満であること。
- (2) 所有権保存又は所有権移転登記の日から6か月以内に居住を開始した者であること。
- (3) 登録空き家に3年以上居住する意思があること。
- (4) 新規転入者であること。
- (5) 他の賃貸住宅への入居に係る公的給付を受けていないこと。
- (6) 世帯員に町税等の滞納がないこと。

- (7) 所有者等と3親等以内でないこと。
- (8) 津幡町空き家バンク制度実施要綱に基づき登録された建物であること。
- (9) この要綱により、奨励金の交付を受けたことがないもの。(同一の世帯に属するものを含む。)ただし、賃貸借契約により奨励金を受けたものが、購入する場合は、この要綱の規定により受領した賃貸借分の奨励金の額を差し引いた額を交付する。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は次の各号に定める額とし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。ただし、賃貸借奨励金は、2年を限度とする。

- (1) 購入奨励金 購入額(土地の取得費を含む)の10分の1(限度額50万円)
- (2) 賃貸借奨励金 家賃(月額)の2分の1(限度額1万円)

(交付の申込み)

第5条 奨励金の交付を申請しようとするものは、住宅の購入の場合にあっては、当該住宅に係る購入の契約締結した日から起算して2月を経過する日までに、賃貸借の場合にあっては、賃貸借契約した日から起算して2月を経過する日までに、津幡町空き家バンク利用奨励金交付申込書(様式第1号)により、次の書類を添えて町長に申し込まなければならない。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(交付申請)

第6条 前条の規定により住宅の購入の契約の申込みをした者が、奨励金の交付を受けようとするときは、居住した日から起算して2月を経過する日までに、津幡町空き家バンク利用奨励金(売買契約)交付申請書(様式第2号)により次の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 対象住宅の登記事項証明書の写し
- (2) 売買契約書の写し(交付の申込み後に変更があった場合に限る。)
- (3) 代金の支払を証明するもの
- (4) 宣誓書兼承諾書(様式第3号)

2 前条の規定により住宅の賃貸借の契約をした者が、奨励金の交付を受けようとする場合は、4月分から3月分までの請求を当該年度の3月末日までに、津幡町空き家バンク利用奨励金(賃貸借契約)交付申請書(様式第4号。以下「申請書」という。)により次の書類を添えて申請しなければならない。ただし、交付の最終年度については、交付対象の賃貸借の最終月の翌月までに申請書を提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し(変更があった場合に限る。)

(2) 代金の支払を証明するもの

(3) 宣誓書兼承諾書

3 町長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、当該申請期間を延長することができる。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による奨励金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定による奨励金の交付を決定したときは、津幡町空き家バンク利用奨励金交付決定通知兼確定通知書(様式第5号)により、不交付を決定したときは、津幡町空き家バンク利用奨励金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条第2項の規定により、交付決定及び確定の通知を受けた者は、津幡町空き家バンク利用奨励金交付請求書(様式第7号)により奨励金を請求するものとする。

(現況調査)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付を受けようとする者若しくは奨励金の交付を受けた者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第10条 町長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に定める奨励金の交付要件を欠くに至ったとき。

(2) 交付対象者(所有者)が居住開始日から3年以内に町の区域外へ住所を移した場合

(3) 奨励金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、津幡町空き家バンク利用奨励金返還決定通知書(様式第8号)により奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 町長は、前2項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに居住開始されている家屋に係る奨励金の交付及び交付された奨励金の返還については、同日以後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

津幡町空き家バンク利用奨励金交付申込書

津幡町空き家バンク利用奨励金の交付を受けたいので、津幡町空き家バンク利用奨励金交付要綱第5条の規定により申し込みます。

記

住宅等の所在地	津幡町
取得方法	購入・賃貸借
売買契約金額又は賃貸借料（1月）	
契約年月日	
居住開始予定日	
居住開始前(後)住所	
世帯人員	人
その他	

添付書類 売買契約書又は賃貸借契約書の写し

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

津幡町空き家バンク利用奨励金（購入奨励金）交付申請書

津幡町空き家バンク利用奨励金（購入奨励金）の交付を受けたいので、津幡町空き家バンク利用奨励金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

交付金申請額			
住宅等の所在地	津幡町		
契約金額			
契約年月日		登記年月日	
居住開始年月日		住民票の異動日	
居住開始前(後)住所			
世帯人員	人		
氏 名	続 柄	生年月日(年齢)	特記事項
	世帯主	年 月 日(歳)	
		年 月 日(歳)	
		年 月 日(歳)	
		年 月 日(歳)	
備 考			

添付書類 対象住宅の登記事項証明書、売買契約書の写し（変更契約を締結した場合のみ）、代金の支払いを証明するもの、承諾書兼宣誓書

様式第3号（第6条関係）

承諾書兼宣誓書

（宛先）津幡町長

空き家バンク利用奨励金の審査に必要な下記の調査等について承諾するとともに、奨励金の交付に対する条件を満たしていることを宣誓します。なお、未成年の世帯員に対する①の調査は、親権者である世帯員が承諾します。

記

- ①申請に必要な、戸籍及び住民基本台帳の登録状況の調査
- ②申請に必要な、町税等の納付状況の調査
- ③居住開始日から3年以内に対象住宅を売り渡したとき又は3年以内に申請者が転居したときは、この要綱により受領した奨励金を返還いたします。
- ④交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したときは、受領した奨励金は返還いたします。

年 月 日

氏名 _____ 印 氏名 _____ 印

氏名 _____ 印 氏名 _____ 印

氏名 _____ 印 氏名 _____ 印

注意 成年の世帯員は、各自署名押印してください。未成年でも町税等の納入義務者の方又は申請者本人の場合は署名押印してください。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

津幡町空き家バンク利用奨励金（賃貸借奨励金）交付申請書

津幡町空き家バンク利用奨励金（賃貸借奨励金）の交付を受けたいので、津幡町空き家バンク利用奨励金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

交 付 金 申 請 額			
助 成 月 数	今回申請月数	月	（既交付月数 月）
住 宅 等 の 所 在 地	津幡町		
賃 貸 借 料（1月分）			
契 約 年 月 日		賃 貸 借 契 約 の 始 期	
居 住 開 始 年 月 日		住 民 票 の 異 動 日	
居 住 開 始 前（後）住 所			
世 帯 人 員	人		
氏 名	続 柄	生 年 月 日（年 齢）	特 記 事 項
	世帯主	年 月 日（ 歳）	
		年 月 日（ 歳）	
		年 月 日（ 歳）	
		年 月 日（ 歳）	
備 考			

添付書類 賃貸借契約書の写し（変更契約を締結した場合のみ）、代金の支払いを証明するもの、
承諾書兼宣誓書

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町空き家バンク利用奨励金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町空き家バンク利用奨励金については、下記のとおり交付することに決定したので津幡町空き家バンク利用奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額	金 円
奨励金の別	購入 賃貸借
備考	

交付条件

交付決定者が次の各号のいずれかに該当するにいたったときは、この交付決定を取り消すことがあります。

- (1) 居住開始日から3年以内に対象住宅を売り渡したとき。（売買契約のみ）
- (2) 居住開始日から3年以内に、交付対象者が転居したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) 交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町空き家バンク利用奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町空き家バンク利用奨励金については、下記のとおり交付しないことに決定したので津幡町空き家バンク利用奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不交付の理由	
備 考	

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

津幡町空き家バンク利用奨励金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付の決定及び額の確定通知があった津幡町
空き家バンク利用奨励金について、津幡町空き家バンク利用奨励金交付要綱第8条の規定により
請求します。

記

交付請求額 円

内 訳 交付決定額 円

振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名	本・支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
名義人	ふりがな		
	氏名		

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町空き家バンク利用奨励金返還決定通知書

津幡町空き家バンク利用奨励金交付要綱第10条の規定による津幡町空き家バンク利用奨励金の返還を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 空き家バンク利用奨励金の交付額 円
- 2 返還額 円
- 3 返還の決定理由
- 4 返還方法

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第10条関係)